

## 農業委員会だより



### 遊休農地解消へ農地パトロール

黒潮町農業委員会（吉尾好市会長、委員14人・推進委員7人）は、

10月26日、今年度の農地パトロールを実施しました。

今回のパトロールでは、町内の農用地区域内を中心に2008年度の耕作放棄地実態調査で作成した図面をもとに、遊休農地の現況・

実態把握や許可案件の履行状況の確認、違反転用・不法投棄の発見に努めました。

今後は、町内を担当地区ごとに農業委員・推進委員が交代で事務局職員とともに巡回調査します。



同委員会では、今後、調査結果を踏まえ、遊休農地の所有者に対して、意向調査を実施し、農地を有効活用し、遊休農地の解消につなげていきます。

有効活用し、遊休農地の解消につなげていきます。

### こんなときは…

#### 農業委員会に相談しよう

##### ◆農地を貸したい

- ・耕作できないので貸したい。
- ・周りの農家に迷惑をかけたくない。

##### ◆農地を借りたい

- ・もっと広い農地を耕作したい。
- ・農地がもっとまとまる効率的。

##### ◆借りたい方のメリット

- ・農地法の許可が不要です。
- ・契約期間は安心して利用でき、合意があれば契約を更新することができます。
- ※利用権の期間満了の時期が近づいたら、農業委員会より賃貸借の当事者に利用権の再設定の有無の確認通知が届きます。

④月額2万円から6万7000円までのライフプランに合わせた

保険料を選択できます。

⑤保険料が全額社会保険料として控除されます。支払われる年金についても公的年金控除が適用されます。

⑥途中で脱退しても積み立てた保険料に応じ年金を受け取ることができます。また、加入者・受

給者の方が80歳までに死亡した場合には、80歳までに受け取れるはずであつた年金を死亡一時

金として遺族の方が受給できます。

##### ◆貸したい方のメリット

- ・農地法の許可が不要です。
- ・貸した農地は期限がくれば、離作料を支払うことなく確実に返してもらえます。また、利用権の再設定により継続して貸すことができます。

③認定農業者には、保険料の手厚い国庫補助があります。認定農業者だけでなく、家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者、後継者も対象になります。

#### 農業者年金について

##### 【農業者年金の特徴】

- ①積立方式・確定拠出型で年金額は加入者・受給者数に左右されない、少子高齢化時代に強い制度です。

②「国民年金の被保険者」「年間60日以上農業に従事」「60歳未満の方」であれば誰でも加入できます。

○お問い合わせ

農業委員会事務局

☎ 43-1888(課直通)

または、地元農業委員まで